

◎新潟県公安委員会告示第45号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、新潟県交通安全活動推進センターである公益財団法人新潟県交通安全協会から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

平成30年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 変更の内容

代表者の氏名

新代表者 小林 宏一

旧代表者 大竹 和夫

2 変更年月日

平成30年3月2日